

# 新型コロナウイルス感染症に関する 観光事業者向け支援まとめ

2021年5月



公益社団法人ひょうご観光本部  
Hyogo Tourism Bureau

## 情報を探す

兵庫県新型コロナウイルス感染症関連特設サイト  . . . 2

## 相談する

相談窓口一覧  . . . 3

## 支援金・給付金を受け取る

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金  . . . 6

第2弾がんばるお店・お宿応援事業  . . . 8

雇用調整助成金の特例  . . . 9

観光人材モチベーション向上等支援事業  . . . 10

月次支援金（中小法人・個人事業者）  . . . 11

一時支援金（中小法人・個人事業者）  . . . 12

## 資金を調達する

兵庫県中小企業等融資制度  . . . 13

新型コロナウイルス感染症特別貸付  . . . 15

危機対応融資  . . . 17

QRコードを読み取ると  
詳細ページをご覧頂けます

本資料は5月12日時点で国・県等が実施している支援策をまとめたものです。最新の情報はホームページでご確認ください。

また、市町や他団体が実施している支援は掲載しておりませんのでご注意ください。



兵庫県の公式HPにて、新型コロナウイルス感染症に関する特設サイトを設置しています。支援対象を「個人」と「事業者」に分かれております。以下のページよりご確認ください。



[兵庫県 通常版トップページ](#)

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報

[Foreign Languages](#)

### 緊急事態宣言発令中 (4/25 (日) ~ 5/11 (火))

連日過去最多の感染者が発生し、入院できない患者が1,000人を超え医療崩壊の危機にあるなど、まさに緊急事態です。

ゴールデンウィークを迎え、何としてもこれ以上の感染拡大を阻止するため、人の移動を抑えなければなりません。

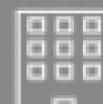
県民の皆様には、緊急事態宣言下であることを認識いただき、自らが「県民の命を守る」との強い思いで、感染拡大防止の取組を徹底してください。

### 新型コロナウイルス感染症に関する支援

個人



事業者



雇用の維持や事業の継続、生活に困っている方などへの支援情報をまとめています

### 相談窓口

- [新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口一覧 \(令和3年4月2日時点\)](#)
- [発熱等受診・相談センター \(帰国者・接触者相談センター\) について](#)
-  [中小企業者のための特別相談窓口 \(資金繰り・経営全般等 \(令和3年4月1日現在\)\) \(PDF: 1,106KB\)](#)
- [【事業者の方へ】](#)

個人向けページ：[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona\\_support\\_top02.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_support_top02.html)

事業者向けページ：[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona\\_support\\_top01.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_support_top01.html)



兵庫県公式HPでは、内容に応じた相談窓口を掲載しております。本冊子では、その中の一部を抜粋しております。詳しくは下記WEBサイトをご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronatoiwawasemadoguchi.html>

- ◆兵庫県緊急事態措置コールセンター（緊急事態措置の内容に関する問い合わせ）  
電話：078-362-9921  
受付時間：平日 午前9時～午後5時（ただし、令和3年5月9日(日曜日)までの土・日・祝日は開設）
- ◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター  
電話：078-361-2501  
受付時間：平日 午前9時～午後5時（ただし、令和3年5月9日(日曜日)までの土・日・祝日は開設）
- ◆新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金相談窓口  
電話:078-362-3056  
受付時間:平日 午前9時～午後5時

## 雇用・労働全般に関すること（労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等）

### 特別労働相談窓口

兵庫労働局 総合労働相談コーナー	平日 9時00分～17時00分	078-367-0850
------------------	-----------------	--------------

## 事業者・労働者に対する助成金・支援に関すること

### 雇用調整助成金等に関すること

ハローワーク助成金デスク（兵庫労働局）	平日 8時30分～17時15分	078-221-5440
---------------------	-----------------	--------------

### 求職者支援に関すること

兵庫労働局 職業安定部訓練室	平日 8時30分～17時15分	078-367-0801
----------------	-----------------	--------------

### 新卒者内定取消等特別相談窓口

神戸新卒応援ハローワーク	平日 10時00分～19時00分	078-361-1151
--------------	------------------	--------------

### 外国人労働者に係る相談支援

兵庫労働局 雇用環境・均等部 (1)企画課 (2)指導課	平日 10時00分～19時00分	(1)078-367-0700 (2)078-367-0820
------------------------------------	------------------	------------------------------------



## ■ 特別休暇制度の導入支援に関すること

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課	平日 10時00分～19時00分	078-367-0820
--------------------	------------------	--------------

## ■ 外国人の在留資格取扱いに関すること

大阪出入国在留管理局神戸支局 審査部門	平日 9時00分～16時00分	078-391-6378
---------------------	-----------------	--------------

## ■ 企業の在宅勤務等テレワークの導入に関すること

テレワーク相談センター	平日 9時00分～17時00分	0570-550348
-------------	-----------------	-------------

## 経営全般に関すること（事業・人材・労務・財務・資金繰り等）

### ■ ひょうご・神戸経営相談センター（ひょうご産業活性化センター、神戸市産業振興財団、神戸商工会議所による共同設置）

兵庫県よろず支援拠点	平日 9時00分～17時00分	078-977-9085
神戸商工会議所中央支部（中央区・兵庫区・北区）	平日 9時00分～17時15分	078-367-3838
神戸商工会議所東神戸支部（東灘区・灘区）	平日 9時00分～17時15分	078-843-2121
神戸商工会議所西神戸支部（長田区・須磨区・垂水区・西区）	平日 9時00分～17時15分	078-641-3185

### ■ 特別相談窓口（旅行関係事業者等）

ホテル旅館等の宿泊事業者	神戸運輸管理部総務企画部企画課	078-321-3144
旅行業者、旅行業者代理業者、旅行サービス手配業者、ツアーオペレーター	近畿運輸局観光部観光企画課	06-6949-6466
通訳ガイド	近畿運輸局観光部国際観光課	06-6949-6796



## 貸付・融資に関すること

### 兵庫県の制度融資に関すること

兵庫県産業労働部地域金融室	平日 9時00分～17時30分	078-362-3321
---------------	-----------------	--------------

### 信用保証制度や資金繰りに関すること

兵庫県信用保証協会	毎日 9時00分～17時00分	078-393-3900
-----------	-----------------	--------------

### 政府系金融機関による融資や資金繰りに関すること

神戸支店 中小企業事業	平日 9時00分～17時00分	078-362-5961
神戸支店 国民生活事業	平日 9時00分～17時00分	078-341-4981
神戸東支店 国民生活事業	平日 9時00分～17時00分	078-854-2900
明石支店 国民生活事業	平日 9時00分～17時00分	078-912-4114
姫路支店 国民生活事業	平日 9時00分～17時00分	079-225-0571
尼崎支店 国民生活事業	平日 9時00分～17時00分	06-6481-3601
豊岡支店 国民生活事業	平日 9時00分～17時00分	0796-22-4327

※休日電話相談（土日祝9時00分～17時00分）0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

商工組合中央金庫神戸支店	平日 9時00分～19時00分	078-391-7541
商工組合中央金庫姫路支店	平日 9時00分～19時00分	079-223-8431
商工組合中央金庫尼崎支店	平日 9時00分～19時00分	06-6481-7501



新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、兵庫県が行った4月1日からの営業時間短縮の要請に応じてくださった飲食店を運営する事業者の皆様に対し、協力金を県と市町が協調して支給します。

## 【問合せ先】

兵庫県時短協力金コールセンター

電話：078-361-2501 受付時間：平日 午前9時～午後5時

▼詳しくは下記ページをご覧ください

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin3.html>

## ◆第3期協力金

### ■対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

### ■支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

「[感染防止対策宣言ポスター](#)」はHPからダウンロードして使用して下さい。

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じていただくことが必要です。

※定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

### ■支給額等

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3期）			
対象期間	①令和3年4月1日(木)～4月4日(日)	②令和3年4月5日(月)～4月21日(水)	③令和3年4月22日(木)～4月24日(土)
対象地域	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・加古川市・高砂市・姫路市・猪名川町・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町（12市6町）	伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・加古川市・高砂市・姫路市・猪名川町・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町（8市6町）	加古川市・高砂市・姫路市・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町（3市5町）
対象施設	対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）		
要請内容	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで）に短縮すること		
支給額	1日あたり4万円/店舗×時短営業日数		1日あたり2.5～20万円/店舗×時短営業日数（※）

## ◆まん延防止等重点措置

### ■対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗（令和3年4月5日（月）～4月24日（土）は神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の区域の店舗、令和3年4月22日（木）～4月24日（土）伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・猪名川町の区域の店舗に限る）を運営する事業者

### ■支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

「[感染防止対策宣言ポスター](#)」はHPからダウンロードして使用して下さい。

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じていただくことが必要です。

※定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。



## ■ 支給額等

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 [まん延防止等重点措置]	
対象期間	令和3年4月5日(月)～4月24日(土) / 令和3年4月22日(木)～4月24日(土)
対象区域	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市 / 伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・猪名川町
対象施設	対象区域内の飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗 (酒類を提供する店に限定しません)
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで (酒類の提供は午前1時から午後7時まで) に短縮すること
支給額	1日当たり4～20万円 (※) / 店舗×時短営業日数 ※ (中小企業) ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以下の店舗：4万円 ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たりの売上高) × 0.4の額 ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上の店舗：10万円 (大企業) 1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円) (中小企業もこの方式を選択可) (注)「前年度又は前々年度の1日当たり売上高」や「1日当たりの売上高の減少額」は確定申告書の内容等により算出します。

## ◆ 緊急事態措置

### ■ 対象者

県の要請に応じて休業又は時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

### ■ 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、休業又は時短営業に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

「[感染防止対策宣言ポスター](#)」はHPからダウンロードして使用して下さい。

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じていただくことが必要です。

※定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

### ■ 支給額等

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 [緊急事態措置分]	
対象期間	令和3年4月25日(日)～5月31日(月)
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店等 (バー、スナック含む)、カラオケ店、結婚式場 * 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗等に限る
要請内容	①酒類又はカラオケを提供する場合 休業すること ②酒類及びカラオケを提供しない場合 通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること (休業を含む)
支給額	1日当たり4～20万円 (※) / 店舗×休業・時短営業日数 ※ (中小企業) ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以下の店舗：4万円 ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たりの売上高) × 0.4の額 ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上の店舗：10万円 (大企業) 1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円) (中小企業もこの方式を選択可) (注)「前年度又は前々年度の1日当たり売上高」や「1日当たりの売上高の減少額」は確定申告書の内容等により算出します。



## -中小事業者向け- コロナ感染症対策応援プロジェクト

### 第2弾がんばるお店・お宿応援事業補助金のご案内

**-テイクアウト・デリバリーや店内の感染防止対策のための  
取り組みを応援します!!-**

<b>1.事業内容</b>	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している飲食業、宿泊業を営む中小企業及び個人事業主が実施するテイクアウト・デリバリーや店内の感染防止対策等の取組を支援します。
<b>2.対象者</b>	県内で営業する飲食店、宿泊施設を営む中小法人及び個人事業主 (テイクアウト・デリバリー専門店を営む事業者は除きます) (主たる事業所が県外にあっても対象となります)
<b>3.募集期間</b>	令和3年4月1日(木)～令和3年7月31日(土) 消印有効 ※予算枠に達し次第、募集を終了しますので、お早めに申請をお願いします
<b>4.補助対象事業</b>	①テイクアウト・デリバリーの実施 ②地元食材を使用した新商品開発 ③感染防止対策 等
<b>5.対象経費</b>	店舗改装・工事費、資料作成費、広告宣伝費、印刷費、リース料、委託費、材料費(酒類は除く)、外注費、設備・備品購入費、消耗品費等
<b>6.補助対象期間</b>	令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(水) ※上記期間に発注、契約、購入、納品されたものが対象となります
<b>7.補助金額 (補助下限額・上限額)</b>	1店舗あたり下限額5万円～上限額10万円の定額補助(消費税は対象外) ※条件に該当する店舗を複数経営されている場合、 <u>上限額は10万円×店舗数</u> となります (但し、下限の金額未満の場合、補助金は支給できません。) <b>申請は店舗ごとではなく、中小法人または個人事業主単位で行なってください。申請は1回のみです。</b>
<b>8.申込方法</b>	下記、住所にレターパックライトで郵送して下さい。 ※事業完了後に申請書兼報告書として様式第1と添付書類(領収書等)をご提出ください。 (要領・様式等掲載サイト: <a href="https://www.chuokai.com">https://www.chuokai.com</a> でご確認ください)

#### 確認事項(必ずご確認ください)

- ・申請は飲食業、宿泊業の2業種に限定。
- ・申請される店舗全ての営業許可証の写し(下記のいずれか)を提出していただく必要があります。  
飲食業:飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証  
宿泊業:ホテル営業許可証、旅館営業許可証、簡易宿所営業許可証
- ・申請前に必ず募集要領をご確認ください。
- ・中小法人の範囲については、下記の表の業種ごとに、資本金または従業員数のいずれかに該当することが必要です。(中小企業基本法に定める中小企業者)

業種	資本金	従業員数
飲食業	5,000万円以下	50人以下
宿泊業	5,000万円以下	200人以下



(出典:兵庫県中小企業団体中央会)

#### 【問合せ先】

第2弾「がんばるお店・お宿応援事業」事務局(兵庫県中小企業団体中央会)  
電話:078-595-9008(土日祝を除く、平日午前9時から午後5時まで)

▼詳しくは下記ページをご覧ください

<https://www.chuokai.com/2nd-ganbaruomiseoyado/>

# 雇用調整助成金の特例



「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

(事業主の方へ)

## 令和3年5月・6月の雇用調整助成金の特例措置等について

### 延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、**一部内容を変更し、この特例措置を6月30日まで延長いたします。**

### 特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①
	業況特例(※1)【全国】	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
	地域に係る特例(※2)	緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	予定 4/5 (10/10) 15,000円 ②
			4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①
	業況特例(※1)【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
	地域に係る特例(※2)	緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	予定 4/5 (10/10) 15,000円 ②
			4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合  
 ①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。  
 ②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。  
 ○予定の部分は施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。  
 ○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

お問合せ先 不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。  
 厚生労働省HP  
 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター  
 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む  
 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL030511企01

※1・※2に該当する事業主の方へ

### ※1 業況特例 (特に業況が厳しい全国の事業主)

#### 【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上げ高等)を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A: 休業の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B: Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

(①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合(緊急雇用安定助成金は②のみ)に限る。)

例: 令和3年5月から休業を実施した場合



#### 【対象となる休業等】

令和3年1月8日から6月末まで(※)の休業等(短時間休業を含む)

(※) 中小企業は5月1日から6月末まで(4月末までは本特例を受けず同様の助成が受けられます。)

### ※2 地域に係る特例 (営業時間の短縮等に協力する事業主)

#### 【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物(イベント等)を開催する事業主等

- ①まん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等を受けて、
- ②まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設(要請等対象施設)の全てにおいて、
- ④営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

#### 【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等(短時間休業を含む)



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)

※上記の他、前ページのとおり厚生労働省令の改正等を行ったうえで緊急事態宣言に関する特例を設ける予定です。

(出典: 厚生労働省)

## ○支給の対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)  
 ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

## ○助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。

【問合せ先】 兵庫労働局ハローワーク助成金デスク TEL: 078-221-5440  
 県労働局・公共職業安定所(ハローワーク)  
 (一覧: <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000628994.pdf>)

▼詳しくは下記ページをご覧ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)



近年国内旅行の需要が増加すると同時に、コロナ禍終息後に観光需要のさらなる高まりが予想される中、観光産業を支える人材不足が大きな課題となっている。このため、観光人材の確保、育成、定着に向けた地域の主体的な新しい取組を支援します。

## ○対象事業者

- (1) 兵庫県内の観光協会、旅館組合、DMO（登録DMO及びその候補となり得る法人）、公益法人、第三セクター、商工会議所、商工会及びこれらの団体・企業・県民等が参画する協議会等
- (2) その他、公益社団法人ひょうご観光本部理事長が特に必要と認めたもの

## ○対象事業

交流人口拡大を支える観光産業の人材確保、育成、定着等を目的とする地域の主体的な新しい取組を対象とする。

【事業例】

区分	事業内容（例）
人材確保・生産性向上につながる各種取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップ受入マニュアルの研究、作成</li> <li>・サービスのバックヤード等で活用するロボット、AI、IoT等の導入検証</li> <li>・補助対象事業者が主催する就職説明会</li> <li>・域内観光事業者が複数社出展する就職説明会（県が主体となって実施する就職説明会を除く）への出展等</li> </ul>
観光事業関係者のモチベーション向上に向けた各種取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種表彰制度の新設</li> <li>・先進的な観光事業関係者への研修派遣</li> <li>・域内宿泊事業者等の従業員が出演する人材確保のためのPR素材や観光地プロモーションビデオの作成等</li> </ul>
宿泊事業者、土産店、飲食店等の経営者、従業員等（以下「観光事業関係者」という。）を対象とした各種研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・域内の観光事業関係者を対象とした、おもてなしスキルを学ぶ研修会やインバウンド対応セミナー</li> <li>・域内の観光事業関係者を対象とした、ワインソムリエ等の資格取得のための研修会</li> <li>・域内の観光事業関係者を対象とした、人材定着に向けた労務改善、生産性向上等のセミナー等</li> </ul>
外国人材をはじめとした人材育成の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人材向け業務マニュアルや社内向け外国人材受入マニュアルの作成</li> <li>・外国人材受入に要する職場環境の整備</li> <li>・外国人材向けの日本文化及び日本語を学ぶセミナーの開催等</li> </ul>

## ○支援内容

- (1) 補助額 上限 500千円
- (2) 補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨）

## ○募集期間

令和3年4月1日（木）から随時受付

※申請書は受付次第、順次審査の上交付決定を行い、補助額が予算額に達した時点で受付を終了する。

## 【問合せ先】

兵庫県観光企画課 電話：078-362-3837

▼詳しくは下記ページをご覧ください

<https://www.hyogo-tourism.jp/subsidy/R3motiv>

# 月次支援金（中小法人・個人事業者）



2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付します。

経済産業省 中小企業庁

## 中小法人・個人事業者のための

# 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

### 給付額

中小法人等 → 上限 **20**万円/月    個人事業者等 → 上限 **10**万円/月 を支給します。

給付額 → 2019年または2020年の基準月<sup>※1</sup>の売上 - 2021年の対象月<sup>※2</sup>の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。  
※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

### 一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

はじめて申請される方は裏面をご確認ください

**2回目以降の申請手続きが簡単**（2STEPのみ）になります。

**STEP1** マイページから、必要情報を入力    **事前確認が不要！**  
**STEP2** 2021年の対象月の売上台帳<sup>※3</sup>を添付    **その他書類が不要！**

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

### 給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

**①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象**となり得ます。

**①** 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う  
飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること<sup>※3</sup>

**②** 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて **50%以上減少** していること

※3 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による顕著な影響を受けている事業者が対象です。

### 申請期間

4月分/5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬  
6月分：2021年7月1日～8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

### 給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者

左記事業者と取引がある全国の事業者  
（他者を經由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む）

- 日常的に訪れるお店  
アパレルショップ、飲料や食品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など
- 教育関連の事業者  
学習塾、スポーツの習い事など
- 医療・福祉関連の事業者  
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など
- 文化・娯楽関連の事業者  
スポーツ施設、劇場、博物館など
- 旅行関連の事業者  
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど
- 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者
- システム開発などのITサービスを提供する事業者
- 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
- 飲料や食品の卸売を行っている事業者
- 農業や漁業を営んでいる事業者

### 以下の場合には給付対象とはなりません

- 事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合は給付対象外です。
- （対象措置とは関係なく）売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。
- （対象措置とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。
- 売上が50%以上減少しているも、または、対象措置実施地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。
- 地方公共団体から休業・時短営業の要請に伴う「協力金」<sup>※4</sup>を受給した事業者は給付対象外です。  
※4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

**誤って受給することのないよう、よくご確認ください。**

### 相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

**0120-211-240**

IP電話専用回線 **03-6629-0479**

受付時間 **8:30-19:00**（土日・祝日も含む）

### ホームページ

QRコード

月次支援金 検索

[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

（出典：経済産業省）

## 【問合せ先】

月次支援金事務局 相談窓口 電話：0120-211-240

▼詳しくは下記ページをご覧ください

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html)

# 一時支援金（中小法人・個人事業者）



令和3年の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対して、一時支援金を給付します。

経済産業省 中小企業庁

## 中小法人・個人事業者のための

# 一時支援金

### 緊急事態宣言の影響緩和

**申請期間** ▶ 2021年3月8日(月)～5月31日(月)<sup>※</sup>

※申請に必要な書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない合理的な理由がある方については、「申請に必要な書類の提出期限」を2週間程度延長いたします。ただし、申請する前に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは「申請に必要な書類の提出期限」の数日前までとなりますので、ご注意ください。これらの期限延長をご希望の方は、2021年5月31日(月)までに①申請IDの発行及び②マイページからの延長の申込の両方を行ってください。

#### 給付額

**中小法人等**▶ 上限 **60万円** **個人事業者等**▶ 上限 **30万円** を支給します。

**給付額**▶ 2019年または2020年の1月～3月の合計売上－2021年の対象月<sup>※</sup>の売上×3ヶ月

※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

#### 給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

**①と②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。**

**①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること<sup>※</sup>**

**②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少**

※緊急事態宣言の発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という)の飲食店と関係・関係の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による顕著的な影響を受けていること

**飲食店時短営業の影響**

宣言地域内・外

①食品加工・製造事業者

②飲食関連の器具・備品の販売事業者

③流通関連事業者

④飲食品の生産者

⑤飲食関連の器具・備品の生産者

※上記の飲食店は対象外です。

⑥上記の飲食店に対して、商品・サービスを提供する事業者

**外出自粛等の影響**

宣言地域内・外

⑦外出の目的地までの移動サービスを提供する事業者

⑧外出の目的地での商品・サービスを提供する事業者

⑨外出に伴う宿泊サービスを提供する事業者

⑩上記の⑦～⑨の事業者に対して、商品・サービスを提供する事業者

一定の条件を満たした場合に、書類の提出期限が延長されます

#### 以下の場合には給付対象とはなりません

- 事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合は給付対象外です。
- (緊急事態宣言とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。
- (緊急事態宣言とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。
- 売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。
- 地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金<sup>※</sup>の支給対象の飲食店は給付対象外です。  
(巨額のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。)  
※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

#### 一時支援金 ホームページ

一時支援金 検索 <https://ichijishienkin.go.jp/>

一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

**0120-211-240** (IP電話専用回線) **03-6629-0479**

受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日を含む全日)

**⚠ 「一時支援金」の不正受給は犯罪です!**

経済産業省 中小企業庁

## 中小法人・個人事業者のための

# 一時支援金

まだ間に合う!

### 緊急事態宣言の影響緩和

緊急事態宣言が発令されていない地域の事業者も、飲食店時短営業の影響だけでなく、外出自粛等の影響を受けた事業者も、**業種や地域を問わず給付対象となり得ます。**

**申請期間** ▶ 2021年5月31日(月) まで

これから申請をお考えの事業者の皆様におかれは、**お早め**に必要な書類を準備して、登録確認機関での事前確認を受けた上で、申請してください。

必要書類の準備に時間を要するなど、申請期間までに間に合わない場合は、**書類の提出期限の延長を行うことができます。**

**5月31日(月)までに、**

**①アカウント発行、かつ、②延長の申込みを行った場合は、書類の提出期限を2週間程度延長いたします。**

※ただし、申請する前に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは提出期限の数日前までです。

① 一時支援金ホームページの [仮登録\(申請ID発行\)する](#) から [一時支援金ホームページ](#) メールアドレスや電話番号を入力し、アカウントを発行。

② [マイページ](#) にログインし、延長を希望する理由を入力。(持続化給付金・家賃支援給付金と同様、延長の申込みを行ってください。)

#### 給付対象 (①と②を満たす事業者)

**①** 2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業**または**外出自粛等**の影響を受けていること

**②** 2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の**売上が50%以上減少**

<b>給付額</b>	<b>一時支援金事務局 ホームページ</b>
中小法人等 <b>上限60万円</b>	<b>一時支援金</b> <a href="#">検索</a>
個人事業者等 <b>上限30万円</b>	URL: <a href="https://ichijishienkin.go.jp/">https://ichijishienkin.go.jp/</a>

お問い合わせ・申請サポート会場電話予約窓口

**0120-211-240** (IP電話専用回線 03-6629-0479) 誤って受給することがないように、よくご確認ください。

受付時間 **8:30~19:00** (土日・祝日を含む全日)

(出典：経済産業省)

**【問合せ先】**  
 一時支援金事務局 相談窓口 電話：0120-211-240  
 ▼詳しくは下記ページをご覧ください  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html)



金融機関の伴走支援を受け、経営改善等に取り組む場合、保証料負担を軽減する「伴走型経営支援特別貸付」を創設します。  
また、令和2年度実施の「新型コロナウイルス対策貸付」等、コロナ対策資金も当面の間継続します。

<令和3年4月1日現在>

**兵 庫 県**



**中 小 企 業 融 資 制 度**

## ① 伴走型経営支援特別貸付

R3 年度新設!

**金融機関の伴走支援を受け、経営改善等に取り組む場合、保証料負担を軽減します。**

対 象 者 : セーフティネット保証 4 号、5 号 (売上高等減少率 15%以上)、  
危機関連保証の認定を取得し、経営行動計画を  
策定した中小企業者、個人事業主

信用保証料 : **0.2%** (国・県補助後) (約 3/4 相当分の保証料を補助)

利 率 : **年 0.9%** (固定)

2口となりますが、  
合計 6,000 万円まで申込可能です!

限 度 額 : ① **4,000 万円**

② **2,000 万円**

※②は①の利用を前提とし、かつ限度額を超えた場合に利用可能

※②の利用は、①と同一金融機関からの申込みに限る

期 間 : **10 年 (据置 5 年)** 以内

※危機関連保証で利用する場合、②の据置期間は 2 年以内

資金使途 : 運転・設備資金、県・神戸市制度融資等の借換資金



県・神戸市制度融資と同額以下の範囲内で、  
信用保証付融資の既往借入金も合わせて  
借り換えることができます!

(お問い合わせ先等 : 裏面へ)



令和2年度から実施の新型コロナウイルス感染症対策資金も  
引き続き利用可能です。

※②③⑤⑥は5%以上、④は15%以上の売上減少が必要です。

**②新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付** **保証料全額支援!**

対象：セーフネット(4号・5号)、危機関連保証の認定を取得した方

◆**取扱期間：令和3年5月31日融資実行分まで**

利率：年**0.70%**(固定) 期間：**10年**(据置**2年**)以内

信用保証料：**0%**(県が全額補助) 限度額：**5,000万円**

**③新型コロナウイルス対策貸付** **売上減少時の運転資金!**

対象：売上減少5%以上又はセーフネット(4号・5号)の認定を取得した方

◆**取扱期間：当面の間実施**

利率：年**0.70%**(固定) 期間：**10年**(据置**2年**)以内

限度額：**2.8億円**

**④新型コロナウイルス危機対応貸付** **別枠保証を利用!**

◆**取扱期間：令和3年6月30日融資実行分まで**

融資条件：**③と同じ** その他：**危機関連保証と連動**

**⑤ 経営活性化資金** (新型コロナウイルス対策) **迅速な審査!**

◆**取扱期間：令和3年6月30日融資実行分まで**

対象：**③と同じ** 利率：**金融機関所定利率** 期間：**10年**(据置**1年**)以内

限度額：**5,000万円** その他：**取扱金融機関と1年以上の与信取引等が必要**

**⑥ 借換等貸付** (新型コロナウイルス対策) **既往債務の負担軽減!**

◆**取扱期間：令和3年6月30日融資実行分まで**

対象・利率・限度額：**③と同じ** 期間：**10年**(据置**1年**)以内

その他：**県・神戸市融資制度等の借換により返済負担の軽減が可能**

※取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。  
また、主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合もあります。

詳しくは、ホームページをご覧ください

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05\\_000000031.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html)



<問い合わせ先>



※ 融資申込は取扱金融機関が窓口となります  
取扱金融機関又は兵庫県産業労働部地域金融室へ  
電話 078-362-3321(地域金融室)

【問合せ先】

産業労働部産業振興局地域金融室 電話：078-362-3321

▼詳しくは下記ページをご覧ください

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05\\_000000031.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html)



売上が5%以上減少した方などを対象に、運転資金・設備資金を融資します。

## ◆国民生活事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

<p><b>ご利用いただける方</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>最近1ヵ月間等の売上高（※1）または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方</li> <li>業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が次のいずれか（※2）と比較して5%以上減少している方             <ol style="list-style-type: none"> <li>過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高</li> <li>令和元年12月の売上高</li> <li>令和元年10月から12月の平均売上高</li> </ol> </li> </ol> <p>（※1）「最近1ヵ月間等の売上高」には、最近1ヵ月間の売上高に加え、「最近14日間以上1ヵ月未満の任意の期間」における売上高を含みます。</p> <p>（※2）最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記(1)～(3)の売上高を日割り計算し、当該期間に対応する日数を乗じて算出した売上高</p>
<p><b>資金のお使いみち</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金</p>
<p><b>融資限度額</b></p>	<p>8,000万円（別枠）</p>
<p><b>利率（年）</b></p>	<p>基準利率 ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%(注)、4年目以降は基準利率</p>
<p><b>ご返済期間</b></p>	<p>設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）</p>
<p><b>担保</b></p>	<p>無担保</p>

（出典：日本政策金融公庫）



## ◆中小企業事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者を支援します。

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方  1. 最近1ヵ月間等の売上高（注1）または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること(注2)  2. 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金
融資限度額	直接貸付 6億円（別枠）
利率（年）	基準利率 ただし、3億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%(注3)、4年目以降は基準利率
ご返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）
担保等	無担保 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。
融資のお申込み	直接貸付 日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。

（出典：日本政策金融公庫）

### 【問合せ先】

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505

▼詳しくは下記ページをご覧ください

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)



売上が5%以上減少した方などを対象に、運転資金・設備資金を融資します。

## 商工中金の危機対応業務

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆さまへ～

商工中金では「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を設置しており、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小企業の皆さまからのご相談に対し、危機対応業務の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」でお応えいたします。

### ○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

#### ～中小企業等向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 ①最近1ヵ月等(注)の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期比5%以上減少している方 ②業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合や、店舗増加や合併、業種転換等により3年のいずれかの年の同期と単純に比較できない場合等で、直近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a.過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10～12月の平均売上高 (注)最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高
資金使途	運転資金、設備資金
適用利率	商工中金所定の利率(下限は日本公庫の基準金利(2021年1月22日現在)1.11%(注))
利子補給(※1)	下記に記載の通り。
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：6億円以内

(※1) 利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2) 元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

#### [利子補給制度について]

①商工中金所定の利率が日本公庫の基準金利(上記1.11%(注))を上回る場合は、元高6億円のお借入残高に対して、お借入期間中にわたり、日本公庫の基準利率(上記1.11%(注))までの利子補給があります。

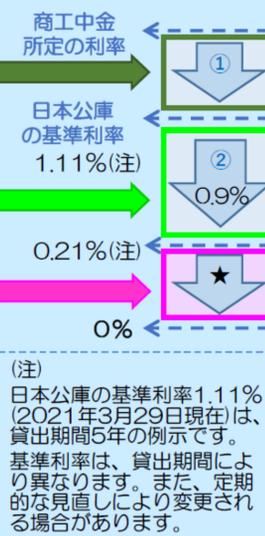
②元高3億円のお借入残高に対して、当初3年間は0.9%の利子補給があり、0.21%(注)になります。(4年目以降は利子補給されません。)

#### [特別利子補給制度について]

★別途「特別利子補給制度」により、一定の要件を満たす方は、元高3億円のお借入残高に対して、当初3年間は金利0%とすることができます。(4年目以降は利子補給されません。)

※一定の要件：売上減少が中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上等  
※利子補給金の請求に関する具体的な手続き、要件に関する事項、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業基盤整備機構ホームページをご覧ください。

●利子補給制度、特別利子補給制度は、ご返済日に利息も含めてお支払いいただき、別途利子補給金が入金される方式です。

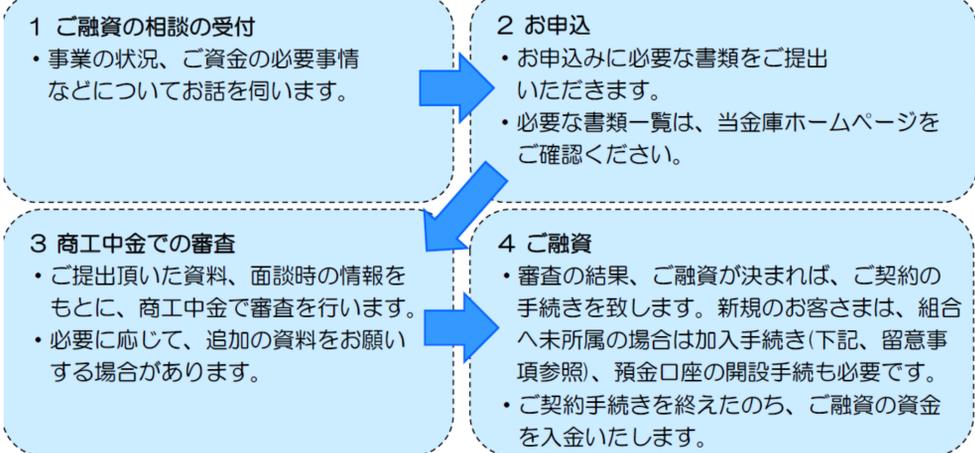


#### ～中堅企業向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヵ月等(注)の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期比5%以上減少している方(中堅企業及び大企業(※3)) (注)最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高
資金使途	運転資金、設備資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給	【中堅企業】当初3年間は1.0%の利子補給あり 【大企業のうち飲食業、宿泊業等】当初3年間は0.5%の利子補給あり 【大企業のうち上記以外】利子補給なし
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度	定めなし(ただし、当金庫の審査により個別に金額が決まります)

(※3) 中堅企業とは、法令で定める中小企業者以外で資本金10億円未満の法人です。大企業とは、法令で定める中小企業者以外で資本金10億円以上の法人です。

### ○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込み手続き



### ○制度融資ご利用に当たっての留意事項

- 商工中金は、株主である中小企業の組合と、その組合員の皆さまをご融資の対象としています(未加入の場合はお申込時にご相談ください)。
- ご融資には審査(金額、貸出期間、据置期間等の条件も含む)があります。審査の結果、ご融資できない場合や、希望する条件とならない場合があります。
- 審査には時間を要することがあります。また必要な書類の提出が必要です。あらかじめご了承ください。

○個別のご相談はお近くの商工中金本支店までご連絡ください。

商工中金ホームページ <https://www.shokochukin.co.jp/> 商工中金

(出典：中工組合中央金庫)

### 【問合せ先】

商工組合中央金庫相談窓口 電話：0120-542-711

▼詳しくは下記ページをご覧ください

<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>